

橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託 募集要領

1. 事業概要

(1) 事業件名

橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託

(2) 事業の経緯と目的

多摩市道路交通課が管理する橋梁175橋は、昭和46年から昭和55年の10年間に、多くが架設されている。今後、これらの橋梁は供用年数が50年を超える高齢化を迎え、維持管理費用の増大等が懸念されていた。そこで計画的に補修等を実施する予防保全型の維持管理へ転換し、ライフサイクルコストの低減と事業費の平準化を図ることを目的に令和元年より、定期点検、補修設計ならびに長寿命化修繕計画の改定業務を一括して、5年間の長期包括委託を実施してきた。

橋梁に関しては包括事業により健全性の回復が促進し、予防保全型の管理への転換が進みつつあるが、一方で、他の道路施設に関しては未だ対症療法的な管理に留まっており、道路利用者の安心・安全を確保するためには、計画的な維持管理への転換が急務である。

本事業は、道路施設の維持管理において橋梁に加え、ボックスカルバート、張出歩道ならびに擁壁も対象に包括的民間委託として実施することで、これらの施設の維持管理の課題を解決し、予防保全型の維持管理への転換を目指すと共に効率的・効果的な維持管理の体制を構築することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日～令和11年3月31日

(4) 契約目途額

195,415,000-(税抜)(214,956,500-(税込))

債務負担6ヵ年(令和5年度～令和10年度) 令和5年度は0円

(5) 事業の内訳

本事業の業務内訳は以下の通りである。事業の円滑で合理的な遂行のため、事業内容は協議により、変更することができる。

| 年度 | 点検 | | | | 橋梁 補修設計 | 新技術の活 用検討 | 修繕計画 時点更新 | 契約目途額 (税込) (円) |
|-----|-------|---------------|------|------|------------|--------------|--------------|----------------------|
| | 橋梁 | ボックス カルバート | 擁壁 | 張出歩道 | | | | |
| R6 | 33橋 | | | | 1橋 | 60橋 | | 39,407,500 |
| R7 | 27橋 | | 6箇所 | 2箇所 | 1橋 | 20橋 | | 42,587,600 |
| R8 | 39橋 | | | | 1橋 | 62橋 | 1式 | 35,750,000 |
| R9 | 42橋 | 12箇所 | | | 1橋 | | | 61,475,700 |
| R10 | 34橋 | | | | 1橋 | | 1式 | 35,735,700 |
| | 全175橋 | 全12箇所 | 全6箇所 | 全2箇所 | 全5橋 | 142橋※ | 1式 | 214,956,500 |

※ 新技術の活用検討については、特定の溝橋を除く142橋を対象とする。

当該年度の点検対象の橋梁以外の選定は、監督員と協議とする。

(6) 事業の概要

- ① 橋梁定期点検
- ② 橋梁補修設計
- ③ ボックスカルバート点検
- ④ 張出歩道点検
- ⑤ 擁壁点検
- ⑥ 新技術の活用検討
- ⑦ 橋梁長寿命化計画の時点更新

2. プロポーザルを採用する理由と導入効果

多摩市道路交通課が管理する橋梁175橋は、今後高齢化を迎え、維持管理費用の増大等が懸念されていた。そこで計画的に補修等を実施する予防保全型の維持管理へ転換し、ライフサイクルコストの低減と事業費の平準化を図ることを目的に令和元年より、定期点検、補修設計ならびに長寿命化修繕計画の改定業務を一括して、5年間の長期包括委託を実施してきた。橋梁に関しては包括事業により健全性の回復が促進し、予防保全型の管理への転換が進みつつあるが、一方で、他の道路施設に関しては未だ対症的な管理に留まっており、道路利用者の安心・安全を確保するためには、計画的な維持管理への転換が急務である。

本事業は、道路施設の維持管理において橋梁に加え、ボックスカルバート、張出歩道ならびに擁壁も対象に包括的民間委託として実施することで、これらの施設の維持管理の課題を解決し、予防保全型の維持管理への転換を目指すと共に効率的・効果的な維持管理の体制を構築することを目的とする。本業務は価格のみの競争ではなく、橋梁に関する高度な専門知識や点検データ等を維持管理の合理的な手法を用いて計画に反映するノウハウと、豊富・円滑な事業推進体制を有する業者を選定することが今後の橋梁等の維持には欠かせないため、公募型プロポーザル方式を採用する。

3. 参加要件

本プロポーザルに参加するために必要な資格及び要件は、以下のとおりである。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、東京都内に本社を有すること。
- (2) 上記(1)の登録において、「土木設計」の業種の登録があり、令和5年10月1日時点で30位以内であること。
- (3) 企業として、平成25年度以降に、東京都、埼玉県、神奈川県 of 自治体(市区町村)が発注した同種業務(①橋梁点検、②橋梁長寿命化修繕計画、③橋梁補修設計、④道路施設点検・調査(ボックスカルバート・擁壁)のうち3種類以上の受託実績(平成25年4月1日から令和5年3月31日の間に完了した業務)を有していること。
- (4) 主任技術者として以下に示す資格要件と業務実績の両方を有するものを配置できること。

資格要件:技術士(総合技術監理部門:建設-鋼構造及びコンクリート)または技術士(建設部門:鋼構造及びコンクリート)を有する者

業務実績:主任技術者(管理技術者)として過去10年(平成25年4月1日から令和5年3月31日の間に完了した業務)に同種業務(①橋梁点検、②橋梁長寿命化修繕計画、③橋梁補修設計、④道路施設点検・調査(ボックスカルバート・擁壁))のうち3種類以上の業務について実績を有する者。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであり、多摩市の契約案件において、過去2年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- (6) 過去1年以内に多摩市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 経営不振の状態[会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき、更正手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、多摩市が経営不振の状態を逸したと認めた場合は除く]にないこと。(ただし、契約時に上記経営不振の状態にある者は契約しない)
- (8) 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置期間中でないこと。
- (9) 法人税を滞納していないこと。

4. 審査委員会

委員長 多摩市 都市整備部長

委員 多摩市 下水道事業管理者

委員 多摩市 企画政策部 施設保全課長

委員 多摩市 環境部 公園緑地課長

委員 多摩市 都市整備部 道路交通課長

事務局 多摩市 都市整備部 道路交通課

審査委員に不当接触した者又は接触しようとした者は失格にする。

5. スケジュール

<業者選定スケジュール>

| | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 募集要項等のホームページ掲載 | 令和5年10月20日～ |
| (2) 参加表明書提出期間 | 令和5年11月1日～6日 |
| (3) 参加決定通知送付 | 令和5年11月16日 |
| (4) 質問受付期間 | 令和5年11月22日～28日 |
| (5) 質問回答期間 | 令和5年12月1日～12月5日 |
| (6) 提案書受付期間 | 令和5年11月17日～12月20日 |
| (7) 第一次審査 | 令和6年1月9日 |
| (8) 第一次審査結果通知 | 令和6年1月12日 |
| (9) 第二次審査 | 令和6年2月5日 |
| (10) 第二次審査結果通知 | 令和6年2月27日 |
| (11) 契約締結 | 令和6年4月1日 |

6. 提案依頼の内容

提案依頼の内容は、多摩市が求める要件に対しての具体的な実現方法と、それに係る費用を含む有益な提案とする。提案依頼内容の詳細や提案書の作成方法、提出に関する事項については、「橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託提案依頼書」により提示する。

7. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査方法は、提出された提案書に基づき、別に設置する「橋梁等定期点検及び総合維持管理業務委託プロポーザル方式に係る審査委員会」(以下「審査会」という。)において行う。

審査方式は二段階方式とし、第一次審査では、提出された書類の書類選考を実施し、提案書の確認及び採点を行い、その得点の上位3者を第一次審査通過者とする。第二次審査では第一次審査を通過したものによる提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、審査会において採点を行い、最適受託候補者並びに次席者を選定する。

(2) 審査項目

- ① 企業の経験及び能力
- ② 技術者の経験及び能力
- ③ 実施体制及び取り組み意欲・熱意
- ④ 提案方針及び内容の的確性、実現性、妥当性

(3) 審査基準及び配点

審査の項目ごとの配点は以下のとおりとし、詳細は審査会において定める審査基準書において規定する。

| 審査 | | 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|------------------|------------------|---|---|---|
| 一 次 審 査 | 事務局 採点 | 会社業務 実績 (配点 150点) | 業務実績件数 (配点 100点) | 過去 10 年間の橋梁点検業務・橋梁長寿命化修繕計画の改訂、補修設計業務、道路施設点検・調査(ボックスカルバート・擁壁)自治体(市区町村)同業種に対する実績が豊富なか。 ※対象となる実績は東京都・神奈川県・埼玉県内の自治体(市区町村)に限る |
| | | | 特筆すべき業務 実績 (配点 50点) | 橋梁点検・補修設計・長寿命化計画を長期包括的に 1 業務で実施した業務実績(契約中業務可)の有無 |
| | | 配置予定 技術者の 経験及び 能力 (配点 100点) | 資格 (配点 50点) | 主任技術者の保有資格 主たる担当技術者 1 (点検主担当) の保有資格 主たる担当技術者 2 (補修設計主担当) の保有資格 |
| | | | 業務実績 (配点 50点) | 主任技術者の業務実績 主たる担当技術者の業務実績 |
| | | 参考見積 (配点 120点) | 参考見積金額 (配点 120点) | 多摩市の契約目途額 90%未満 120点 多摩市の契約目途額 90%以上 95%未満 80点 多摩市の契約目途額 95%以上 100%未満 40点 多摩市の契約目途額 100% 0点 |
| | 審査 委員 採点 | 提案能力 (配点 550点) (110点 ×5人) | 総合維持管理業 務について (配点 350点) (70点×5人) | 多摩市の道路構造物に関する問題点をとらえているか 提案のポイントが多摩市の問題点の解決につながるか 提案の内容は具体的で有効性の高いものであるか 維持管理経費の削減につながる提案か |
| | | | 点検、補修設計 について (配点 200点) (40点×5人) | 点検に関する提案 多摩市の点検に関する問題点を的確に捉えており、解決につながるか 点検の合理的な手法が具体的に提案されているか |
| | | | | 補修設計に関する提案 多摩市の補修設計に関する問題点を的確に捉えており、解決につながるか補修設計の合理的な手法が具体的に提案されているか |
| | 二 次 審 査 | プレゼン テーショ ン (配点 200点) (40点× 5人) | プレゼンテーシ ョン (200点) | 提案のポイントが多摩市の問題点を捉えていて、問題解決につながるか 提案書の内容と合致した説明となっているか 説明者は分かり易い説明をしているか 説明の手法・ヒアリングへの対応は適切であるか |

8. 提案書等の無効について

提案書提出後の追加・修正等は認めないものとする。また、以下の条件にひとつでも該当するものは無効とし、失格とする。

- (1) 募集要領に合致しないもの。
- (2) 上記(1)に定める要領の書式に示された記載事項の全部または一部が記載されていないもの、及び記載事項以外の内容が記載されているもの。
- (3) 本プロポーザルに関して審査委員会委員との接触または接触したものが作成したもの。
- (4) 本プロポーザルにおいて虚偽の事実が判明した場合。

9. 質問及び回答

- (1) 本プロポーザルへの質疑は、質疑書（様式 7）により、多摩市道路交通課まで E メールにより提出するものとする。（提出先:tm284000@city.tama.tokyo.jp）
- (2) 質問書の受付期間は、令和5年 11 月22日(水)～11月28 日(火)までとする。
- (3) 質問への回答は、令和5年 12 月 5 日までに参加者全員にEメールにて回答する。

10. その他

- (1) 最適受託候補者・次席者になった場合は、事業者名等を公式ホームページに公表する。
- (2) 提出された書類一式は返却しないものとする。
- (3) 本プロポーザルへの応募に係る書類作成及び提出等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- (4) 本業務にかかる著作権等は市に帰属するものとする。